

# 郵便料金に係る情報公開の実施状況等について

平成25年2月  
総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課

# 郵便料金の種類と仕組み

## 郵便料金の原則

郵便料金については、総括原価方式をとっており、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。(郵便法第3条)

## 郵便料金の決定原則

郵政民営化に伴い、経営の自由度を拡大し、郵便業務の実施主体となる日本郵便株式会社の自主性ができる限り尊重される制度が望ましいことから、原則として郵便に関する料金は上限の範囲内で届出制とされている。

一方、第三種郵便物、第四種郵便物は、政策目的を達成するため、より低い料金を義務付けるものであることから、認可制とされている。

郵便法において、料金について、配達地により異なる額が定められていないこと(全国一律料金)、定率又は定額をもって明確に定められていること、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを義務付けるとともに、郵便物の種類ごとに料金の上限を規定している。

郵便物の種類	主な郵便物の内容	届出・認可の別	料金の上限規制
第一種郵便物	封書・下記以外	届出制	25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(=80円)を超えないものであること
第二種郵便物	葉書	届出制	定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること
第三種郵便物	定期刊行物	認可制	同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること
第四種郵便物	通信教育・盲人用点字・学術刊行物等	認可制	同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること

定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃、第三種郵便物・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならないこととされている。

# 郵便料金分野の情報公開の実施状況について

## 情報公開ガイドラインについて

郵便料金分野の情報公開ガイドラインは策定していないが、情報の公表は、郵便法及び日本郵便株式会社法により日本郵便株式会社に対して義務付けており、日本郵便株式会社から、毎年度、以下の情報が公表されている。

時期	公表内容
4月	
6月	・財務諸表(貸借対照表、損益計算書、事業報告書等)(日本郵便株式会社法13、18 )
7月	・業務の区分ごとの収支の状況(日本郵便株式会社法14、18 三) 日本郵便株式会社が行う郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、その他の区分ごとの収支の状況を公表 ・郵便事業の収支の状況(郵便法67 ) 郵便物の種類別(第一種～第四種)の収支の状況も併せて公表 ・ディスクロージャー誌の公表 事業概要、財務データ、サービスの品質(郵便送達日数調査結果、諸外国との郵便料金の比較等)等を公表
3月	・(翌年度の)事業計画(日本郵便株式会社法10、18 二)

このほか、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金については、認可申請書に料金の算出の根拠に関する説明書の添付を義務付けており(郵便法施行規則24 )、当該料金の認可に係る審議会資料を通じて、料金の算出の根拠を公表している。

また、定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃を行う場合は、パブリックコメントや審議会資料を通じて、改正の趣旨・考え方を公表することとしている。

# 郵便料金の妥当性の事後的・継続的検証等について

## 原価として認める費用項目等

郵便業務に関連する営業費用の項目及び整理に関する基準を日本郵便株式会社法施行規則第16条及び別表で規定している。

具体的には、以下の項目について、職員の勤務時間比、取り扱う件数の比、体積の比等の基準により、郵便業務に関連する営業費用として整理

- (1) 営業原価：人件費、燃料費、車両修繕費、減価償却費、施設使用料、租税公課及び集配運送委託費
- (2) 販売費及び一般管理費：人件費、減価償却費、宣伝広告費

## 料金の妥当性の事後的・継続的検証

料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータの提出・公表

- ・料金の認可申請書・届出書に添付するもの(郵便法施行規則21、24)
  - 料金の算出の根拠に関する説明書
  - 郵便の役務に関する事業収支見積書
- ・料金の認可に係る審議会資料を通じて、料金の算出の根拠を公表

総務省は、毎年度、日本郵便株式会社から提出される以下の資料を用い、事後的な検証を継続的に実施

- ・財務諸表(日本郵便株式会社法13)
- ・業務の区分ごとの収支の状況(日本郵便株式会社法14)
- ・事業計画(日本郵便株式会社法10)
- ・郵便事業の収支の状況(郵便法67)

財務諸表は、公認会計士又は監査法人による監査証明を受け、監査報告書と併せて総務大臣に提出

業務の区分ごとの収支の状況は、公認会計士又は監査法人による証明書を得て、証明書と併せて総務大臣に提出

## 料金の変更命令等

上記の事後的・継続的検証を通じ、毎年度の収支の状況等が料金認可・届出時の説明や見積りと乖離すると認められる場合等に、郵便法第71条に基づく料金の変更命令を発動することを想定している。

# 料金認可手続における消費者の参画等について

## 料金認可手続における消費者の参画

定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃、第三種郵便物・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問(郵便法73)

・総務大臣の求めがあるときその他必要があると認めるときは、広く意見を聴くことができる旨を情報通信行政・郵政行政審議会議事規則で規定

・実質的な審議を行う郵政行政分科会を含め、原則として公開し、消費者団体の代表者が構成員として参加  
情報通信行政・郵政行政審議会：(社)全国消費生活相談員協会常任理事、全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長  
郵政行政分科会：(社)全国消費生活相談員協会常任理事

定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃に当たっては、パブリックコメントを実施

## 高齢者等に対する情報提供

高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、日本郵便株式会社において、以下のような取組を実施している。

- ・郵便ポストへの点字表示
- ・点字の不在配達通知カード
- ・ホームページ上での音声ガイド
- ・切手・葉書等自動販売機の点字表示・点字での案内

# 経営効率化の促進について

## 経営効率化の促進

総務省は、以下を通じて日本郵便株式会社の経営効率化の度合いを判断し、必要に応じて、その結果を料金に反映させることとしている。

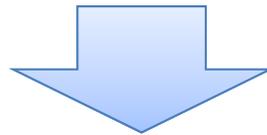
- ・料金の認可申請書・届出書に、料金の算出の根拠に関する説明書及び郵便の役務に関する事業収支見積書を添付(郵便法施行規則21、24)。
- ・毎年度、財務諸表、業務の区分ごとの収支の状況、郵便事業の収支の状況の総務大臣への提出、事業計画の総務大臣による認可(日本郵便株式会社法10、13、14、郵便法67)。

## 郵便事業の効率化の実施状況

ICT化の進展等により、郵便物数については年3%程度の減少が続いており、それに伴い、営業収益も減少しているため、収支改善が課題

郵便にかかわる費用の大半は人件費が占めており、個々の配達員は物数が減ってもやはり一定程度必要であることから、簡単に費用削減ができるものではないが、日本郵便株式会社において各種効率化(運送便の見直しによる効率化、各種システムの一元化等)を実施

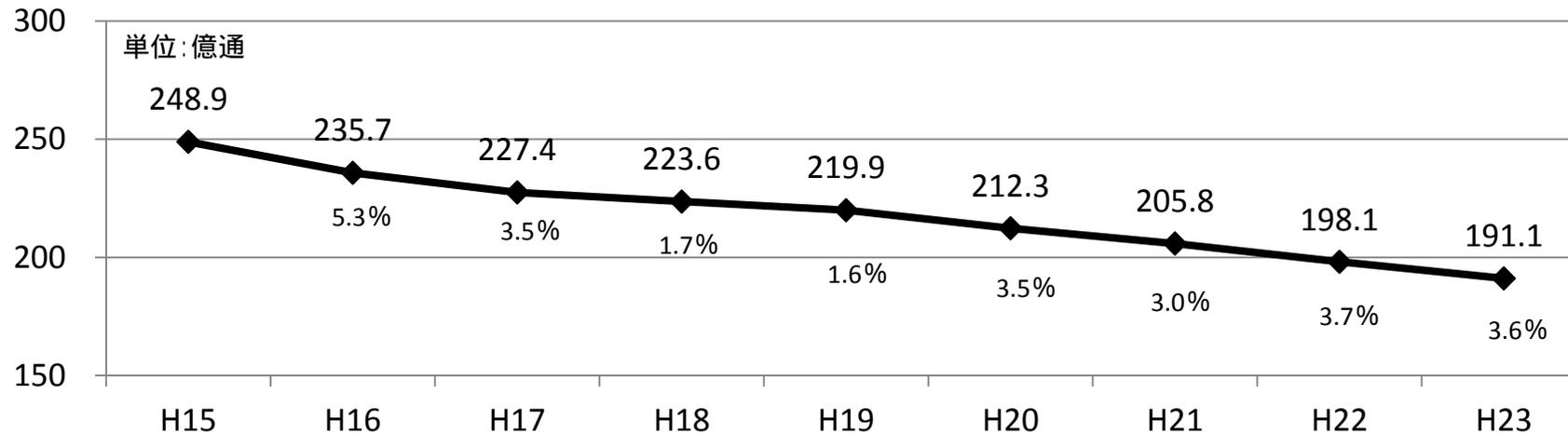
平成23年度の郵便事業株式会社(現日本郵便株式会社)の営業費用に占める人件費の割合 63%



郵便物数の減少により、郵便事業に係る収入の減少が続いているが、これまでの経費削減努力により赤字までは陥っていないところである。

今後も郵便物数の減少トレンドが続くことを考えると、さらなる経営効率化によって郵便料金水準を引き下げることとは容易ではなく、引き続き郵便事業の収支の状況を注視していく必要がある。

## 郵便物数の推移

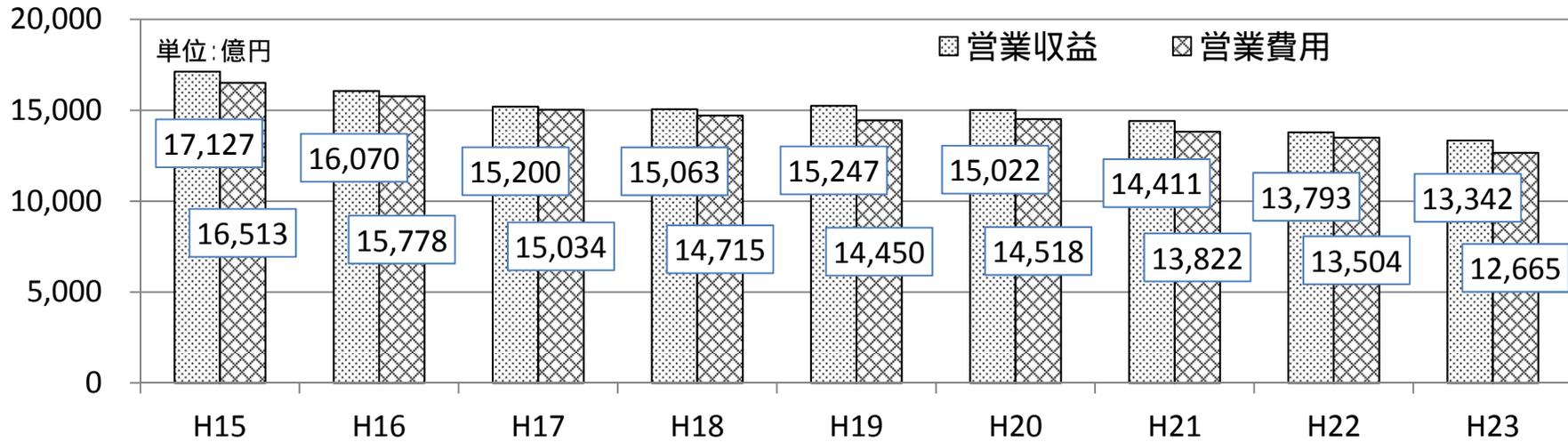


## 郵便物数(種類別)の推移

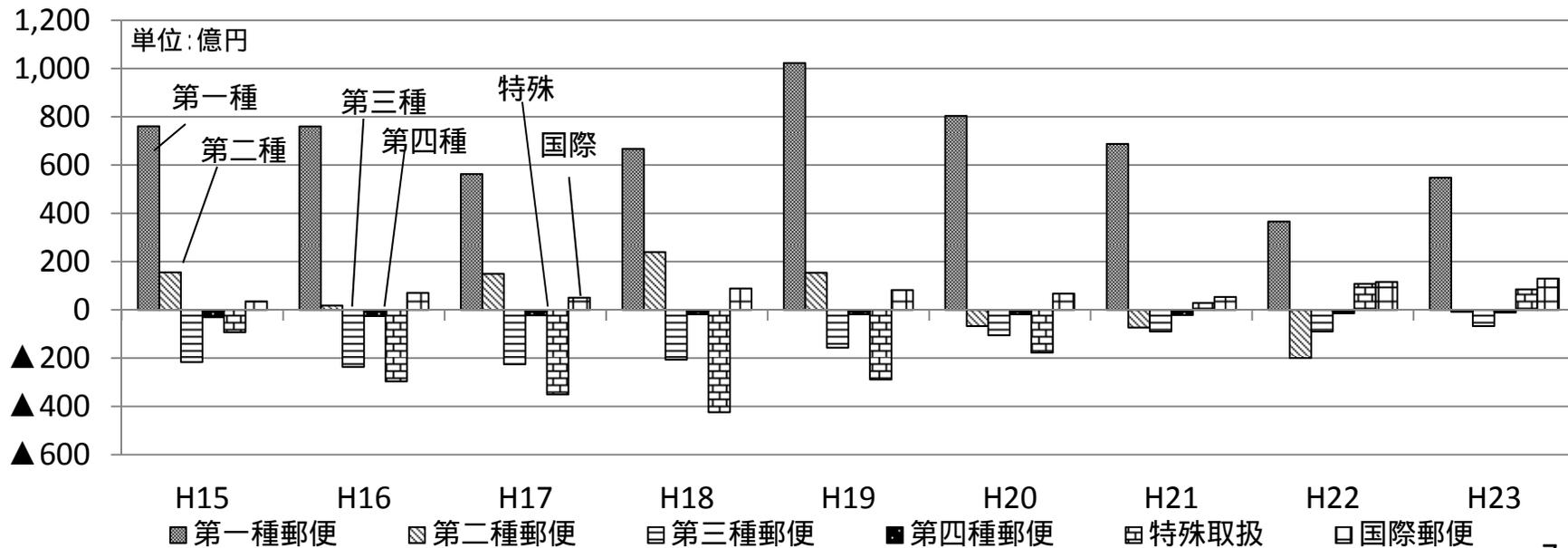
単位: 百万通

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
第一種郵便物	12,335	11,658	11,194	11,048	10,729	10,332	9,915	9,319	8,913
第二種郵便物	11,029	10,575	10,267	10,046	10,028	9,780	9,767	9,659	9,387
第三種郵便物	857	687	624	588	533	450	347	298	275
第四種郵便物	41	35	31	30	27	26	25	24	24
特殊取扱郵便物	543	538	550	573	604	571	467	458	460
国際郵便物	84	81	78	76	73	69	61	54	49
合計	24,889	23,575	22,744	22,360	21,995	21,228	20,583	19,812	19,108

## 郵便事業の収支の状況



## 郵便事業の種類別営業利益推移



## 主な郵便料金

郵便物の種類		重量	料金額		
第一種郵便物	定形	～ 25g	80円		
		～ 50g	90円		
	定形外	～ 50g	120円		
第二種郵便物			50円		
第三種郵便物	下記以外		～ 50g	60円	
	低料	月3回以上発行の新聞	～ 50g	40円	
		心身障害者用	月3回以上発行	～ 50g	8円
			上記以外	～ 50g	15円
第四種郵便物	通信教育		～ 100g	15円	
	点字・特定録音物等			無料	
	植物種子等		～ 50g	70円	
	学術刊行物		～ 100g	35円	

## 参照条文

### 郵便法（昭和22年法律第165号）

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

（料金等の変更命令）

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

## 郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成15年政令第83号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

## 郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

（料金の届出）

第二十一条 会社は、法第六十七条第一項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施期日
- 三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。

- 一 郵便物の料金
  - 二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項 に規定するものに限る。）の料金
- 3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 料金の算出の根拠に関する説明書
  - 二 郵便の役務に関する事業収支見積書

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十円とする。

（料金の認可申請）

第二十四条 会社は、法第六十七条第三項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定期日
- 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 料金の算出の根拠に関する説明書
  - 二 郵便の役務に関する事業収支見積書
- （収支状況の報告及び公表）

第二十五条 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

2 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。

## 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二～七（略）

2～5（略）

（事業計画）

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第十三条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

（収支の状況）

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二～四（略）

（情報の公表）

第十八条 会社は、金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一（略）

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 第十四条の規定による提出をしたとき。

## 日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（事業計画の認可の申請）

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）

二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画

三～四（略）

3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(財務諸表)

第十五条 法第十三条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。

- 一 株主資本等変動計算書
  - 二 キャッシュ・フロー計算書
  - 三 附属明細表
  - 四 連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。)
  - 五 四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)
  - 六 中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)
  - 七 四半期財務諸表(四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。)
  - 八 中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)
- 2 会社は、法第十三条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後(前項第五号に掲げる書類にあっては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあっては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあっては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあっては中間会計期間終了後)三月以内に総務大臣に提出しなければならない。
- 3 法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号までに掲げる書類(第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。)は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の規定により、それぞれ作成しなければならない。
- 4 法第十三条に規定する事業報告書は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第十五条第一号イに規定する様式(経理の状況に係る部分(主な資産及び負債の内容に係る部分を除く。))を除く。)に準じて作成しなければならない。

(収支の状況)

第十六条 法第十四条の規定により提出する書類には、別表に掲げる事項について、同条各号に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載するものとし、当該書類は、毎事業年度終了後四月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出する書類に記載する営業収益及び営業費用は、別表に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの業務に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する業務に整理することができる。
- 3 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。
- 4 会社は、別表に掲げる事項が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士(公認会計士法(昭和三十二年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十八条第二項において同じ。)又は監査法人による証明書を得るとともに、当該証明書を第一項の規定により提出する書類と併せて総務大臣に提出しなければならない。

(情報の公表)

第十八条 法第十八条第一項に規定する情報は、法第十三条の規定により総務大臣に提出した書類の内容とする。

2 会社は、法第十八条第一項の規定により公表を行う場合には、前項に規定する書類(法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる書類に限る。)の内容が、第十五条第三項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けるとともに、監査報告書を法第十三条の規定により提出する書類と併せて総務大臣に提出しなければならない。

3 法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

一 法第十八条第二項第一号に掲げる場合 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから八までに定める事項

イ 法第四条第四項の規定による届出をしたとき 当該届出をした業務の内容

ロ～ハ (略)

二 法第十八条第二項第二号に掲げる場合 法第十条の規定による認可を受けた事業計画の内容

三 法第十八条第二項第三号に掲げる場合 法第十四条の規定により提出した業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類及び第十六条第三項に規定する書類の内容

4 法第十八条第一項の規定による公表は、法第十三条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

5 第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあつては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあつては、法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同項第三号に掲げる場合にあつては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表(第十六条関係)

会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

(単位:円)

	第一号 (郵便業務等)	第二号 (銀行窓口業務等)	第三号 (保険窓口業務等)	第四号 (その他)	計
営業収益					
営業費用					
営業損益					

(整理方法)

1 法第十四条各号の営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

2 同条各号に関連する営業費用は次の基準によりそれぞれの業務に整理すること。

(1) 営業原価

人件費 同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃料費 車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

車両修繕費 車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

減価償却費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

施設使用料 賃貸施設を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

租税公課 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

集配運送委託費 集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比

(2) 販売費及び一般管理費

人件費 同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比、作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比又は営業原価比

減価償却費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比、面積の比又は営業原価比

宣伝広告費 同条同号の業務のいずれかの業務に係る宣伝広告費比